横瀬町は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げることにより、ろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会を実現するため、横瀬町手話言語条例(平成30年条例第1号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる施策を推進します。

- 1 手話への理解及び普及促進に関する施策(条例第5条第1項第1号)
 - (1) 手話の理解や普及のために、町民が手話を学ぶ機会を提供する。
 - (2) 町内の小中学校において手話を学ぶ機会を提供する。
 - (3) 事業所等に対して、手話の理解と普及に努める。
 - (4) 町職員に対して、手話の周知を行い、学ぶ機会を提供する。
 - (5) 手話言語条例に関するリーフレットを作成し、配布する。
 - (6) 広報やホームページ等で手話に関することを広く周知する。
- 2 手話による意思疎通の支援に関する施策(条例第5条第1項第2号)
 - (1) 意思疎诵支援事業の推進に努め、必要に応じて手話诵訳者の派遣を行う。
 - (2) 町主催の各種行事、町議会等に必要に応じて手話通訳者を配置するよう努める。
 - (3) 手話奉仕員養成研修事業の充実を図る。
 - (4) 手話通訳者養成研修事業準備課程の充実を図る。
 - (5) 災害時において、ろう者が必要な情報が得られるよう意思疎通支援の体制 づくりに努める。
- 3 その他
 - (1) 本方針は横瀬町障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画と調和するように努めるものとする。
 - (2) 本方針は必要に応じて見直しを行う。